

国籍法

(この法律の目的)

第一条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。**第二条** 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。

三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

(認知された子の国籍の取得)

第三条 父又は母が認知した子で十八歳未満のもの（日本国民であった者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

第四条 日本国民でない者（以下「外国人」といふ。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

前項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。

(帰化)

第五条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

二 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第六条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

二 十八歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。

三 素行が善良であること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれ

を企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがなること。

その国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第七条 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならない。**第八条** 日本国の養子は、自己の志望によつて日本で生まれたときは、日本の国籍を失う。**第九条** 日本国の養子は、自己の志望によつて日本で生まれたときは、日本の国籍を失う。**第十条** 法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示したときは、日本**第十二条** 出生により外国の国籍を取得した日本人で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和十二年法律第二百二十四号）の定めるところに由り日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。**第十三条** 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができる。**第十四条** 外国の国籍を有する日本国民は、外国人及び日本の国籍を有することとなつた時が十八歳に達する以前であるときは二十歳に達するまことに就任した場合において、その就任が日本国籍を選択した趣旨に著しく反すると認められるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣**第十五条** 法務大臣は、戸籍法の定めるところによつて、日本の国籍を選択し、かつ、外國の国籍を放棄する旨の宣言（以下「選択の宣言」といふ。）をすることによつてする。**第十六条** 選択の宣言をした日本国民は、外国の離脱に努めなければならない。**第十七条** 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外**第十八条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取

らば、国会の承認を得て、その帰化を許可することができる。

これができない。

第十一条 法務大臣は、自己の志望によつて日本で生まれたときは、日本の国籍を失う。**第十二条** 出生により外国の国籍を取得した日本人で国外で生まれたものは、戸籍法（昭和十二年法律第二百二十四号）の定めるところに由り日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う。**第十三条** 外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を離脱することができる。**第十四条** 外国の国籍を有する日本国民は、外国人及び日本の国籍を有することとなつた時が十八歳に達する以前であるときは二十歳に達するまことに就任した場合において、その就任が日本国籍を選択した趣旨に著しく反すると認められるときは、その者に対し日本の国籍の喪失の宣**第十五条** 法務大臣は、戸籍法の定めるところによつて、日本の国籍を選択することができる。**第十六条** 選択の宣言をした日本国民は、外国の離脱に努めなければならない。**第十七条** 法務大臣は、選択の宣言をした日本国民で外**第十八条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取

しなければ、その期間が経過した時に日本の国籍を失う。ただし、その者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてその期間内に日本の国籍の選択をすることができない場合において、その選択をすることができるに至つた時から二週間以内にこれをしたときは、この限りでない。

第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取

第十九条 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十一条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十二条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十三条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十四条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十五条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十六条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十七条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十八条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第二十九条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十一条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十二条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十三条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十四条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十五条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十六条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十七条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十八条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第三十九条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十一条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十二条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十三条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十四条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十五条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十六条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十七条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十八条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第四十九条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第五十条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第五十一条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第五十二条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取**第五十三条** 第三条第一項若しくは前項第一項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可の申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出は、国籍の取

(行政手続法の適用除外)

第十八条の二 第十五条第一項の規定による催告について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条の三の規定は、適用しない。(省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、国籍の取得及び離脱に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則) 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

附 則 抄

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 国籍法(明治三十二年法律第六十六号)は、廃止する。

5 この法律の施行前日本に帰化した者の子で、前の国籍法第五十五条第一項の規定によつて日本に国籍を取得したものは、第六条第四号の規定の適用においては、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は入夫となつた者も、また、同様である。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 (昭和二十七年七月三一日法律第二

(施行期日) 抄

第一條 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

(帰化及び国籍離脱に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に帰化の許可の申請又は国籍離脱の届出をした者の帰化又は国籍の離脱については、なお從前の例による。

(国籍の選択に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に外国の国籍を有する日本国民は、第一条の規定による改正後の国籍法(以下「新国籍法」という)第十四条第一項の規定の適用について、この法律の施行時に外国及び日本の国籍を有することとなる場合のときに、当該選択の宣言をしたものとみなす。この場合において、その者は、同項に定める期限内に国籍の選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択の宣言をしたものとみなす。

(国籍の再取得に関する経過措置)

第四条 新国籍法第十七条第一項の規定は、第一条の規定による改正前の国籍法第九条の規定により日本国籍を失つた者で二十歳未満のものについても適用する。

第五条 昭和四十年一月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日までに生まれた者(日本国民であつた者を除く)で、その出生の時に母が日本国民であつたものは、母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、施行日から三年以内に、法務省令で定めるところにより法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得する。

2 前項に規定する届出は、国籍を取得しようとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代わつてする。

3 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

4 第二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

5 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

6 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

7 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

8 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

9 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

10 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

11 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

12 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

13 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

14 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

15 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

16 第二項に規定する届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によって同項に定める期間内に届け出ことができないときは、その届出の期間は、これをすぐりにできるに至つた時から三月とする。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聽問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものと除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものと、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一

(施行期日) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一二日法律第一

(施行期日) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条 平成二十年六月五日以後に従前の届出をした者については、法務大臣に對して反対の意思を表示した場合を除き、施行日に前条第一項の規定による届出をしたものとみなして、同項及び同条第三項ただし書の規定を適用する。

2 前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

3 第二項に規定する届出をした者以外の認知された子の国籍の取得に関する経過措置

第四条 附則第二条第一項の規定によるもののか、父又は母が認知した子で、平成十五年一月一日から施行日の前日までの間ににおいて新法第三条第一項の規定の適用があるとするならば同項に規定する要件に該当するものであつたもの

か、父又は母が認知した子で、平成十五年一月一日から施行日の前日までの間ににおいて新法第三条第一項の規定の適用があるとするならば同項に規定する要件に該当するものであつたもの

3 第二項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。ただし、平成十五年一月一日以後に従前の届出をしているときは、当該従前の届出の時にさかのぼつて日本の国籍を取得する。

（平成二十年六月五日以後に従前の届出をした

場合の特例）

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

（附則第二条から前条までに定めるものと

の例による）

(届出の期間の特例)

第六条 附則第二条第一項、第四条第一項又は前条第一項の規定による届出をしようとする者が天災その他その責めに帰することができない事由によつてこれらの規定に規定する期間内に届け出ることができないときは、その届出の期間は、これをすることができるに至つた時から三月とする。

第七条 外国の国籍を有する者が附則第二条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合（同条第三項ただし書の規定の適用がある場合に限る。）における国籍法第十四条第一項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定による届出の時（附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合においては、施行日）に外国及び日本の国籍を有する二ととなつたものとみなす。

（国籍の選択に関する特例）

第八条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号） 第百二条の規定は、附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定により日本の国籍を取得した場合の国籍取得の届出について準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「その取得の日」とあるのは、「その取得の日（国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第二条第三項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、同条第一項の規定による届出の日（同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあつては、同法の施行の日）」と読み替えるものとする。

（国籍を取得した者の子に係る国籍の留保に関する特例）

第九条 父又は母が附則第二条第一項及び第三項ただし書の規定の適用により從前の届出の時にさかのぼつて日本の国籍を取得したことによつて当該父又は母の日本の国籍の取得の時以後同条第一項の規定による届出の時前に出生した子が国籍法第二条及び第十二条の規定の適用を受けることとなる場合における戸籍法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「出生の日」とあるのは、「父又は母がした国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第二条第一項の規定による届出の日（同法附則第三条第一項の規定により当該届出をしたものとみなされる場合にあつては、同法の施行の日）」とする。

(省令への委任)

第十一条 附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定による届出の手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第十二条 附則第二条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

前項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第七二号）
○号抄
(施行期日) 附 則 (平成三十一年六月二十日法律第五九号)
○号抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年六月二十日法律第五九号抄
(施行期日)

かわらず、施行日から二年以内に限り、なお従前の例により日本の国籍を取得することができる。

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則に関する経過措置

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
○号抄
(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年一二月一六日法律第一一号)
○二号抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (政令への委任)

第一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる。

第六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めたる。